

庁議記録（令和6年4月1日開催分）

《その他事項》

◆庁議の位置付け及び運営について

（市政企画部秘書政策課）

庁議構成員の交代に伴い、庁議、庁議幹事会の位置付け及び運営について説明するもの。

庁議は、市政における意思決定のための協議の場として、市政の基本方針や重要施策を審議策定するとともに、各部局相互の総合調整を行い、市政を計画的かつ効率的に推進する機能を有する。

◆服務規律の遵守及び健康管理等について

（市政企画部人事課）

服務規律の遵守および健康管理等について説明するもの。

交通安全を徹底し、日頃からの健康管理を心がけるとともに、ハラスメント等については、庁内外問わず十分注意すること。万一、ハラスメント等があった場合やメンタルに関する相談等がある場合は、各種相談窓口に相談すること。ウェブを通じた秘匿性が高い相談も可能となったため、積極的に活用すること。

◆モニュメント清掃について

（市政企画部人事課）

人命に関わる災害（7・15集中豪雨）の恐ろしさ等を改めて心に刻み、今一度、気を引き締める機会として、平成24年に建立した「自然と人との共生モニュメント」とその周囲を清掃するもの。

◆危機管理に対する取り組みについて

（総務部総務課）

危機発生時の対応等について説明するもの。

「危機管理」とは、課長が主体となり、業務管理・人事管理を通じて行う業務である。

職員は、日ごろから危機管理の意識を持つとともに、危機の発生を把握したとき、危機を予見したとき又は危機を新たに想定したときは、速やかに上司に報告すること。

なお、報告書の作成にあたっては事前に総務課の確認を受けること。

【庁議での意見等】

○年度初めは慌ただしく、ミスが起きやすいため、十分注意して事務を行うこと。